

和歌山市企業局建設工事等入札談合情報に関する対応基準

(趣旨)

第1条 この基準は、和歌山市企業局が発注する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第10号）第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務をいう。以下同じ。）において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に係る入札談合に関する情報（以下「情報」という。）に対して適確な対応を行うために必要な事項を定めるものとする。

(情報の確認)

第2条 所属長は、情報を得たときは、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 当該情報の提供者の身元、氏名、具体的な事項等を詳細に把握するよう努めるものとし、情報提供者が報道機関であるときには、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請する。
- (2) 当該情報の内容に基づいて、談合情報報告書（別記様式第1号）を作成し、経営管理部長に報告する。

(情報の取り扱い)

第3条 経営管理部長は、前条第2号の規定による報告を受けたときは、速やかに契約課長に対し当該報告に係る情報の取扱いについて検討するよう指示するものとする。

- 2 契約課長は、前項の規定による指示を受けたときは、原則として別表に定める基準に基づき状況に応じ具体的対応を行う必要の有無について決定するものとする。

(入札執行前に情報を得た場合の具体的対応)

第4条 契約課長は、入札執行前に情報を得た場合において前条第2項の規定により具体的対応を行う必要があると決定したときは、当該入札を執行し、次のとおり対応するものとする。ただし、情報の内容により入札を執行することが適切でないと認めたときは、入札執行日までに事情聴取対象者に対して事情聴取を行い、その結果について事情聴取書を作成するものとする。

- (1) 最低価格提示者及び最低価格が情報と一致したとき、または入札参加者が事前に公表されていない場合において、最低価格提示者及び全ての入札参加者が情報と一致したときは、入札参加者に対して入札を無効とすることを宣言し、入札を終了するものとする。

- (2) 最低価格提示者が情報と一致し、かつ最低価格が情報とほぼ一致したときは、入札参加者に対して落札者の決定を保留することを宣言し、速やかに入札参加者に対して事情聴取を行い、その結果について事情聴取書（別記様式第2号）を作成するものとする。

- 2 前項ただし書きの場合において、時間的に余裕のないときは、入札を延期した上で事情聴取を行うことができるものとする。

- 3 事情聴取に際しては、事情聴取対象者から誓約書（別記様式第3号）及び工事費積算内訳書を提出させるものとする。ただし、入札執行（延期した場合を含む。）までに事情聴取を行い、当該入札を取り止めない場合は、入札の執行時に工事費積算内訳書を提出させるものとする。

第5条 前条第1項第1号及び第10条第1項第3号の規定により無効となった入札は、原則として次に掲げるとおり取り扱うこととし再入札に付すものとする。

- (1) 無効となった入札に参加した全業者を入れ替える。
- (2) 無効となった入札における最低応札価格を基準として、再入札に付す契約の予定価格を定める。

(3) 無効となった入札において、低入札価格調査に係る調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けた場合は、無効となった入札における設計金額を基準として、再入札に付す契約の調査基準価格を定める。

(4) 無効となった入札において、最低制限価格を設けた場合は、無効となった入札における設計金額を基準として、再入札に付す契約の最低制限価格を定める。

(入札執行後に情報を得た場合の具体的対応)

第6条 契約課長は、入札執行後に情報を得た場合にあって第3条第2項の規定により具体的対応を行う必要があると認めたときは、事情聴取対象者に対して事情聴取を行い、その結果について事情聴取書を作成しなければならない。

2 事情聴取に際しては、事情聴取対象者から誓約書及び工事費積算内訳書を提出させるものとする。

(和歌山市企業局建設工事等公正入札調査委員会の設置)

第7条 情報に対して的確な対応を行うため、和歌山市企業局建設工事等公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第8条 委員会は、委員長及び委員によって組織し、委員は工務部長、経営管理部長、契約課長、契約課副課長及び契約課工事施行調査専門員並びに情報に係る担当課長をもって充て、委員長は企業局長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を処理する。

3 委員長に事故があるときは、経営管理部長がその職務を代理する。

4 委員長は、情報に關係すると認められるその他の部署の職員を委員会の会議に参加させることができる。

5 委員会の事務を補助するため、事務局を契約課に置く。

(委員会の招集及び会議)

第9条 委員長は、契約課長が具体的対応を行い、第4条第1項第1号の規定により入札を無効としたとき、及び事情聴取書を作成したときは、速やかに委員会を招集し、委員の過半数の出席を得て会議を開催するものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、書類の回議をもって会議に代えることができる。

(委員会の審議)

第10条 委員会は、事情聴取書が作成されたときは、情報及び事情聴取書の内容等に基づき、次に掲げる事項を審議する。

(1) 契約締結の適否

(2) 契約課長が第4条第1項ただし書の規定に基づき具体的対応を行った場合においては、当該入札を執行することの適否

(3) 契約課長が第4条第1項第2号の規定に基づき具体的対応を行い契約を締結する前である場合においては、当該入札を有効であると認めることの適否

(4) 契約課長が第6条第1項の規定に基づき具体的対応を行い契約を締結した後である場合においては、当該契約の解除の適否

(5) その他必要と認められる対応

2 委員会は、第4条第1項及び前項第3号の規定により入札を無効としたときは、再入札の方

法及びその他必要と思われる対応について審議する。

- 3 委員会は、前二項に規定するもののほか、最低入札価格が予定価格の概ね90パーセント以上であったときは、事情聴取対象者又はその一部の者を告発することの適否について審議しなければならない。
- 4 委員会は、前項の規定にかかわらず、契約課長が第4条第1項第2号及び第6条第1項に規定する具体的対応を行い事情聴取書を作成した場合において、不正行為に係る会合、連絡等の事例で、その具体的な場所、発言者、発言内容、参加者の位置等の確認又は明らかに不正行為が行われたと認められる写真、録音、書類等の証拠が得られたときは、予定価格に対する最低価格提示者の落札（予定）率にかかわらず、事情聴取対象者又はその一部の者を告発することを前提に審議しなければならない。

（公正取引委員会への通報）

第11条 契約課長は、第4条又は第6条に規定する具体的対応を行ったときは、その各段階において、必要と認められる事項を公正取引委員会へ通報（別記様式第4号）するものとする。ただし、状況に応じこれらを取りまとめて行うものとする。

（賠償金の請求）

第12条 和歌山市公営企業管理者は、本市企業局発注建設工事等において、公正取引委員会が独占禁止法の規定に違反する行為があったと認めたとき又は刑法（昭和22年法律第45号。）の規定により刑が確定したときは、契約金額の10分の2に相当する賠償金が請求できることを契約書に明記しなければならない。

附 則

1 この基準は、平成15年7月1日から施行する。

2 和歌山市水道局建設工事入札談合情報対応基準（平成13年4月1日施行）及び和歌山市水道局公正入札調査委員会要綱（平成9年4月18日施行）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	情報の具体的な内容項目			
	具体的な事例	証拠の有無	落札予定業者名	落札金額
具体的対応を行う場合	有			
		有		
			有	有

備考

- 1 空欄はその項目についての情報がないことを示す。
- 2 具体的な事例とは、不正行為に係る会合、連絡等の事例（その具体的な場所、発言者、発言内容、参加者の位置等を含む。）について、その当事者からの情報をいう。この場合において、伝聞に係るものは具体的な事例とは認めない。
- 3 証拠とは、明らかに不正行為が行われたと認められる写真、録音、書類等をいう。
- 4 一般競争入札及び公募型指名競争入札においては、落札者が決定するまで入札参加者を公表しておらず、また、競争入札参加資格があると認められた者であっても入札するか否か明らかでないことを留意し判断すること。
- 5 落札金額が曖昧である情報については、予定価格等を事前公表していることに留意し判断すること。
- 6 入札執行後の情報は、入札結果を公表していること等に留意し判断すること。

別記様式第1号（第2条関係）

談合情報報告書

年 月 日

経営管理部長 様

所属長名

次のとおり入札談合に関する情報がありましたので報告します。

1 情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
2 対象工事名	
3 入札(予定)日	年 月 日 () 時 分
4 情報提供者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道機関 ・ その他 <p>(役職・氏名)</p>
5 受信者	
6 情報手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話 ・ 書面 ・ 報道 ・ 面接
7 情報内容	
8 備考	

別記様式第2号（第4条及び第5条関係）

事 情 聽 取 書

- 1 工事名
- 2 入札（予定）日時
- 3 業者名
(事情聴取を受けた者の職氏名)
- 4 事情聴取職員
- 5 日時
- 6 場所

質 問 事 項	聴 取 内 容

誓 約 書

わたしは、次の入札物件に関しまして、事前に他の当該入札参加者と連合し、談合、受注調整等の不正行為を行った事実がないことをここに誓約いたします。

また、先の聴取内容に関して、虚偽の証言が発覚したときは、貴市によるいかなる処分もお受けいたします。

なお、調書及び誓約書の写しが、公正取引委員会等に送付されても異議はありません。

1 入札日時 年 月 日 時 分

2 入札件名

年 月 日

（宛先）和歌山市公営企業管理者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

別記様式第4号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

和歌山市公営企業管理者

（公印省略）

談合情報に関する資料の送付について

本市企業局所管の建設工事等の入札に係る談合情報に関する資料を別添のとおり送付します。

送付資料（○印を付したもの）

1 談合情報報告書（写）

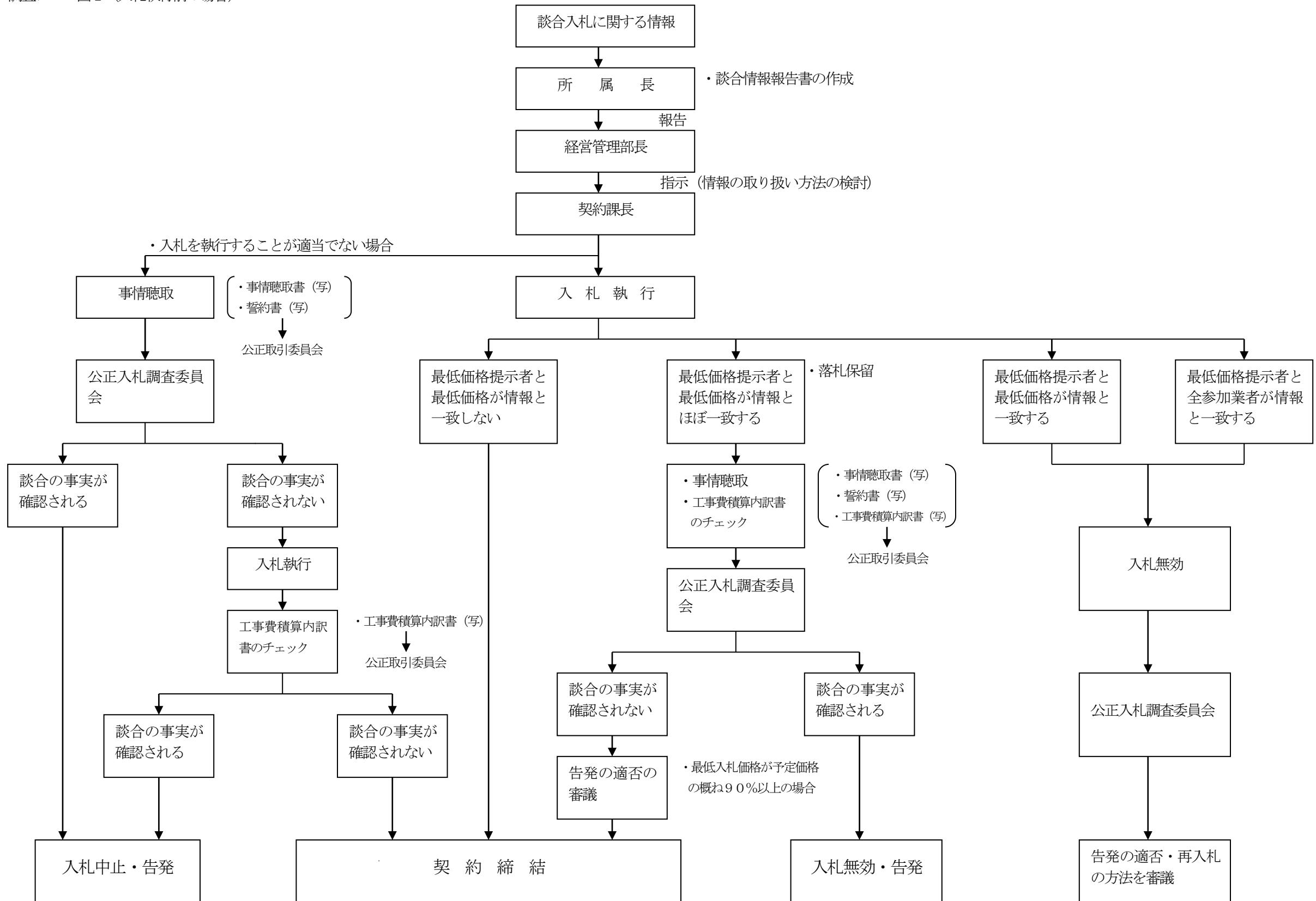
2 誓約書（写）

3 事情聴取書（写）

4 入札結果調書（写）

5 その他

調査フロー図1 (入札執行前の場合)



調査フロー図2 (入札執行後の場合)

